

処遇改善に関する加算の職場環境等要件について

当事業所では、介護職員等処遇改善加算の算定にあたり、該当する全てのサービス事業所について以下の職場環境等要件の取り組みを行っています。

「入職促進に向けた取組」

- ・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施

「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、認知症ケア研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の確保

「両立支援・多様な働き方の促進」

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正社員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

「腰痛を含む心身の健康管理」

- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

「生産性向上のための取組」

- ・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築
- ・現場の課題の見える化を実施
- ・介護ロボット(見守り支援等)の導入

「やりがい・働きがいの醸成」

- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒との交流の実施
- ・ケアの好事例や利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

今後もスタッフが安心して働き続けられる様、職場環境の整備に継続して取り組んでいきます。